令和８年（フ）第１６８３号
札幌市白石区栄通６丁目18番３号
債務者　安井　赳洸
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７０１号
札幌市豊平区平岸２条８丁目５番62―1219号
債務者　金谷　修愛
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７０９号
札幌市北区北26条西14丁目２番10号　パステル北26―102号
債務者　水戸　義徳
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７１４号
札幌市中央区南12条西９丁目３番５―210号
債務者　沢村ゆき江
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第３３９号
静岡県磐田市白拍子207番地５
債務者　後藤　茉優（旧姓名倉）
1　決定年月日時　令和８年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第３６号
兵庫県丹波篠山市沢田191番地１　メゾンレゾナンス３　201号、前住所兵庫県丹波篠山市野中474番地13　ボヌールメゾン篠山101
債務者　米田　裕基
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
神戸地方裁判所柏原支部

令和８年（フ）第２４０号
香川県小豆郡小豆島町池田1136番地１　アリビオ池田Ⅰ　204
債務者　藤島　想
1　決定年月日時　令和８年９月11日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２５８号
香川県高松市六条町953番地２　グランフェリシアⅠ　103
債務者　森田　有咲
1　決定年月日時　令和８年９月11日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第６６号
北海道登別市富岸町２丁目10番地22　パールシティ105
債務者　長内　鈴菜
1　決定年月日時　令和８年９月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

令和８年（フ）第５６６号
栃木県宇都宮市瑞穂２丁目３番地　瑞穂野市営住宅３号棟24号室、前住所栃木県河内郡上三川町大字石田691番地
債務者　篠原　武子
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５６９号
栃木県那須塩原市東三島３丁目60番地１　サンライズディアイパル107号
債務者　小山田憲二
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２８５号
群馬県伊勢崎市上田町180番地13
債務者　諏訪　達巳
1　決定年月日時　令和８年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第７１７号
川崎市中原区上小田中１丁目２番16号　シャトレーアマノ　208
債務者　小熊　直樹
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第７２９号
川崎市中原区苅宿36番20号　苅宿住宅　19
債務者　竹下真由美
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第１２号
新潟県佐渡市羽茂大橋2371番地12
債務者　髙嶋光
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
新潟地方裁判所佐渡支部破産再生係

令和８年（フ）第２７５号
岐阜市下川手138番地（シャンピア小森　203号室）
債務者　宮﨑　里穂
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第３０９号
岐阜県各務原市那加不動丘２丁目32番地１（ベルテ不動丘　201）、前住所岐阜県各務原市鵜沼各務原町２丁目151番地６
債務者　黒瀧　詩子
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
岐阜地方裁判所